

## 主要施策の推進目標・方策

### 1 消費者に信頼される「長生(ながいき)ブランド」づくり

長生地域における農産物の販売については、米、トマト、メロン、ネギ、タマネギ、葉タマネギ、サラダ菜やナシなどは、JA長生により、一元集荷、共同販売が行われています。この他、個人や生産グループにより、食品流通業者等との契約栽培、地方青果市場や直売所への出荷など多様な取組みが展開されています。

この取組みを今後とも安定的に継続していくためには、引き続き消費者に信頼される農林畜産物を生産することが重要です。

そこで、新鮮で安全安心な長生地域産の農林畜産物を「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物と称し、生産・流通・販売に至る各段階で消費者などに信頼され支持されるように、(1)「長生(ながいき)ブランド」の確立と販売促進、(2)環境にやさしい農業の推進、(3)生産者と消費者で築く食の安全・安心、(4)食育による「農」への理解の推進、に取り組んでまいります。

#### (1)「長生(ながいき)ブランド」の確立と販売促進

##### ア 推進目標

「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物について、茂原七夕まつりなどの集客が見込めるイベントや県主催の商談会などでの試食販売やパンフレットなどによる宣伝活動並びに農産物直売所との連携による「千産千消」運動やJA長生との連携による首都圏・全国向けの「千産全消」運動の実践により、消費者や市場関係者などへの認知度を高めます。

また、長生地域農産物直売所ネットワーク活動への支援による直売所販売力の強化やちばエコ農産物販売協力店の登録推進による長生地域産農林畜産物の取扱店の増加により、消費者などへ「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物の認知度を高め、販売を促進させます。

##### イ 推進方策

- (ア)「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物の認知度向上のためのPR活動の実施
- (イ)生産者や直売所との連携による「千産千消」の推進
- (ウ)生産者やJA長生との連携による「千産全消」の推進
- (エ)長生地域農産物直売所ネットワークの活動強化
- (オ)ちばエコ農産物販売協力店の登録推進

#### (2)環境にやさしい農業の推進

##### ア 推進目標

環境にやさしい農業は、環境に対する負荷を軽減し持続可能な農業を展開す

るもので、安全・安心な「長生<sup>(ながいき)</sup>ブランド」農産物生産の一つです。

土づくりを基本として、減農薬、減化学肥料による農産物生産技術の普及を図るとともに、持続農業法に基づくエコファーマーに取り組む生産者の拡大や本県独自の制度である「ちばエコ農産物」の生産が拡大するよう支援をして環境にやさしい農業を推進します。

また、消費者の関心の高い有機農業についても、適切に取り組まれるよう普及啓発を実施します。

#### イ 推進方策

- (ア) 環境にやさしい生産技術等の普及
- (イ) ちばエコ農産物の生産拡大への支援
- (ウ) ちばエコ農産物認証と情報発信
- (エ) エコファーマーの拡大
- (オ) 有機農業の啓発

### (3) 生産者と消費者で築く食の安全・安心

#### ア 推進目標

農産物生産における農薬や肥料の適正な使用について生産者等を対象とする講習会等による指導啓発、JAグループが取り組んでいる「もっと安心農産物生産運動」や生産情報開示への支援、さらにはGAP(農産物の生産工程を管理する手法)の普及推進により、「長生<sup>(ながいき)</sup>ブランド」農産物に対する消費者の信頼を確保してまいります。

また、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示ウォッチャーに委任された消費者と連携しながら、食品販売店等への定期的な巡回指導を行います。

#### イ 推進方策

- (ア) 農薬・肥料の適正使用の指導啓発
- (イ) JAグループが実施している「もっと安心農産物生産運動」等との連携
- (ウ) GAP(農業生産工程管理)の普及推進
- (エ) 適正な食品表示の推進

### (4) 食育による「農」への理解の推進

#### ア 推進目標

「長生地域食育推進連絡会議」を構成する健康、教育、農林水産業など幅広い分野の関係者と連携して長生地域全体の食育活動を展開するとともに、地域に根ざした食育を実践するため、市町村ごとの食育推進計画の策定を支援

します。

また、食育に関心の高い個人や企業に食育ボランティアや食育サポート企業として登録いただき、これらの個人や企業の協力を得ながら、食育活動を推進します。

さらに、食育の実践を通して地域農林畜産業への理解と愛着を深め、学校給食への地元農林畜産物の利用を推進します。

## イ 推進方策

- (ア) 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進
- (イ) 市町村食育推進計画策定への支援
- (ウ) 食育ボランティアや食育サポート企業による食育の推進
- (エ) 食育活動を通じた学校給食への地元農林畜産物の利用推進

## 2 担い手の育成と元気な産地づくり

長生地域農業の核となるべき認定農業者は、平成20年度末で281名(うち法人27組織)であり年々増加しており、主業農家に対する割合は管内平均で35.2%となっています。

しかしながら、主業農家の割合は、12.5%と県平均の半分程度と低く、地域農業を支えるには主業農家以外の多様な担い手が必要となっています。

一方、家族経営協定締結戸数は、平成20年度末で64戸と増加していますが伸びが低下しています。また、新規就農相談は年々増加しており、新規就農者は、ここ数年は5名前後となっています。

そこで、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図るため、(1)優れた経営体の育成、(2)新規就農相談窓口の活動強化、(3)新規就農者等の育成確保、(4)集落営農の推進に取り組んでまいります。

また、担い手への農地集積や新たな産地づくりの基礎となる農地基盤について、引き続き(5)農業土地基盤整備等の推進に取り組んでまいります。

さらに、担い手の減少、農産物価格の低下や農業資材費の上昇など産地の維持が危ぶまれる状況のもと、農業体系別に(6)水田農業の再生と生産力の強化、(7)施設園芸産地の維持強化、(8)露地野菜産地の維持強化と新品目の定着、(9)果樹産地の維持強化と新品目の定着、(10)花き産地の維持強化と新品目の定着を推進し、(11)畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大により畜産(酪農)の生産性の向上を図って、元気な産地づくりに取り組んでまいります。

### (1) 優れた経営体の育成

#### ア 推進目標

担い手が確保され、次代に引き継げる農業・農村を形成するためには、若い人が希望をもって取り組める農業経営として、農業所得500万円以上を実現し、家族経営協定の締結等により、ゆとりのある農村生活の実現が重要です。

そのため、各市町村に設置されている地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りながら認定農業者及び意欲ある農業者の育成と経営の法人化を支援し、優れた経営感覚をもった農業経営体の育成に努めます。

また、地域の農業青年の指導や農業に取り組む青年の意欲と社会的評価を高めるため、指導農業士・農業士等の認証拡大にも努めます。

#### イ 推進方策

- (ア) 地域担い手育成総合支援協議会活動への支援
- (イ) 認定農業者等意欲ある農業経営体への経営確立支援
- (ウ) 家族経営協定の締結促進
- (エ) 個別経営体・組織経営体の法人化支援

(オ) 農業士・指導農業士への推薦促進

## (2) 新規就農相談窓口の活動強化

### ア 推進目標

新規就農については、農家の後継者に加えて、最近の厳しい経済情勢や農的な生活志向の高まりから、農外からの希望者が増加しています。

そこで、農林振興センター内に「新規就農相談窓口」を設置し、市町村、農業委員会及びJA長生と連携して、新規就農希望者に対する経営、技術、融資、就農農地等に関する相談や支援活動の強化に当たります。

### イ 推進方策

- (ア) 新規就農にともなう相談事業の実施
- (イ) 認定就農者制度及び就農支援資金制度活用の支援
- (ウ) 就農農地の確保等に対する支援

## (3) 新規就農者等の育成確保

### ア 推進目標

長生地域の農業を持続的に発展させていくためには、新規就農者等を含めた多様な担い手の地域への定着化を図る必要があります

このため、管内の市町村・指導農業士等と連携を図り、農家の後継者をはじめ定年帰農者や新規参入者さらには企業等を含めた多様な新規就農者に対し、生産技術指導、経営管理技術指導及び地域との調整などの支援を通して、その育成確保を図ります。

### イ 推進方策

- (ア) 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ
- (イ) 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成
- (ウ) 部門別活動強化による主体的に農業に取り組む青年の育成
- (エ) いきいき帰農者セミナー等による定年帰農者の就農支援
- (オ) 企業等の新規参入への支援

## (4) 集落営農の推進

### ア 推進目標

地域資源である農地や水を守ってきた集落機能が低下する中で、集落営農の担い手等が農業経営に専念できるよう、非耕作農家や非農家等を含めた集落全体で地域コミュニティを守るための農地の保全活用等の合意形成を進め、その地域の実情に即した集落営農を推進します。

また、農地の貸付事業等を行う市町村農地利用集積円滑化団体への支援によ

り、担い手への農地利用集積と担い手の機能強化に取り組めます。

#### イ 推進方策

(ア) 集落住民の合意形成の促進

(イ) 担い手への農用地利用集積の促進と機能強化

### (5) 農業土地基盤整備等の推進

#### ア 推進目標

安定した水田農業に必要な不可欠である基幹用水施設や基幹排水施設の整備を推進します。

国営両総用水、内谷川下流部及び新川の改修整備については、平成24年度の完成に向けて推進します。

また、近年の農業者の高齢化・後継者不足等の問題に対応するための土地基盤整備の推進を図るとともに、ほ場整備の完了地区において組織した「ほ場整備事業営農推進協議会」により、整備後のほ場における営農を推進します。

地盤沈下等による農地の湛水を未然に防止するための排水施設や老朽化したため池を整備し、災害の未然防止と安定的な用水確保を図ります。

整備済みの土地改良施設については、適切な管理と機能診断に基づく予防保全対策などを行う「ストックマネジメント」を推進します。

また、土地改良施設の適正な管理にとどまらず、適切な水・土地利用などに大きな役割が期待される土地改良区の健全な運営のために指導監督に努めます。

#### イ 推進方策

(ア) 両総茂原南、内谷川、新川地区等農業用排水施設の整備の推進

(イ) 土地基盤整備の推進

(ウ) 「ほ場整備事業営農推進協議会」によるほ場整備完了地区の営農推進

(エ) 白子第三、渋谷地区等農地防災施設整備の推進

(オ) 土地改良施設のストックマネジメント事業の推進

### (6) 水田農業の再生と生産力の強化

#### ア 推進目標

地域農業の基幹として水田での米生産が大きなウエイトを占めております。

そこで、米の需給調整システムの新たな展開による制度のもとで、さらに売れる米づくりを追求するとともに、水田機能を活かして主食用以外の用途向けの米の生産拡大や裏作の導入により、活力ある水田農業の再生を図ります。

また、ほ場条件の整った水田では、面的な農地利用集積を促進し、高収量・低コスト生産による麦や大豆の生産振興を図ります。

## イ 推進方策

- (ア) 新規需要米などの生産拡大に対応する既存施設の再整備
- (イ) 米戸別所得補償モデル対策の推進
- (ウ) 新規需要米の生産拡大や裏作の導入などによる水田の有効利用
- (エ) 生産性の高い栽培技術による麦・大豆の生産振興

## (7) 施設園芸産地の維持強化

### ア 推進目標

平成17年にトマト、メロン、キュウリ、ナシの集選果施設「グリーンウェーブ長生」が品質センサーを導入し、新たな施設として稼働しました。この機能を活用して有利販売を確立する必要があります。また、養液栽培を導入し規模拡大を図った経営では、投資効果を確認し、経営改善に結びつけることも重要です。さらに、設置後相当年数が経過したガラス温室については改善の必要となっている施設があります。

そのため、生産技術の改善、経営管理技術の向上はもとより、安全・安心な野菜生産に努めるとともに、消費者ニーズに対応した品種や品目の導入を推進します。また、市場出荷を中心にしながら、契約・直売・宅配・ネット販売など多様な販路に対応できる新たな生産・販売体制の整備により販売力の強化など総合的な産地支援を推進します。さらに、既存施設の改修等、生産基盤の整備への支援により、施設園芸産地の維持強化を図ります。

## イ 推進方策

- (ア) 主要野菜（トマト、キュウリ、メロン）の経営改善支援
- (イ) 後継者を有する施設トマト生産者の規模拡大と養液栽培導入支援
- (ウ) 養液栽培等による大規模経営の経営安定支援
- (エ) 多様な販路に対応した販売対策の強化支援
- (オ) 既存施設の改修等への支援

## (8) 露地野菜産地の維持強化と新品目の定着

### ア 推進目標

秋冬ネギでは「長生のミニねぎ」の生産推進、多様な出荷形態の検討、値決め販売の導入などを行い産地の維持発展を図ります。

タマネギでは、葉タマネギの省力栽培技術の導入と、味の特徴を生かしたブランド化、産地PRと付加価値販売に結びつける「たまねぎ狩り」等の体験・観光農業を推進し、産地の維持発展を図ります。

高齢者や女性でも取り組める食用ナバナの生産拡大と共にバラ詰めや値決め販売などを推進し、新たな産地づくりを行います。

## イ 推進方策

- (ア) 「ミニねぎ」の生産拡大支援
- (イ) ネギの出荷労力軽減のためのコンテナ出荷拡大支援
- (ウ) 省力化を目指したタマネギ定植機導入・普及支援
- (エ) 食用ナバナの栽培技術向上と栽培面積の拡大支援
- (オ) 計画的な生産と販路拡大による販売の促進

## (9) 果樹産地の維持強化と新品目の定着

### ア 推進目標

ナシの高品質生産技術の確立と、ナシとその他の果樹を組み合わせた複合経営の方向も検討しながら、ナシの有利販売と果樹経営の安定を図ります。

また、長柄町、睦沢町において、イチジクの栽培が開始されており、生産者の生産技術向上と販路開拓を図り、産地の活性化を推進します。

## イ 推進方策

- (ア) ナシの改植と有望品種の導入推進
- (イ) 所得向上を目指した販売方法の検討
- (ウ) 直売向け果樹の栽培技術確立と商品化
- (エ) イチジク栽培の啓発と産地づくり支援

## (10) 花き産地の維持強化と新品目の定着

### ア 推進目標

消費者ニーズを先取りした、施設花き、直売花き、鉢花、植木等の生産・販売拡大を図ります。また、スプレーストックは新規品目として産地化を目指します。

## イ 推進方策

- (ア) 施設花きの経営安定支援
- (イ) 直売花きの生産・販売拡大支援
- (ウ) 鉢花、植木等の生産・販売拡大支援
- (エ) ストック等の栽培面積の拡大支援

## (11) 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大

### ア 推進目標

長生地域の主要な畜産経営である酪農経営の安定のため、牛群検定の拡大による優良家畜の確保並びに自給飼料の生産基盤の拡大や耕畜連携による国産飼料資源を確保することにより、世界経済情勢に対応し得る足腰の強い酪農経営体の育成を目指します。



## イ 推進方策

- (ア) 牛群検定の拡大による優良家畜の確保
- (イ) 自給飼料生産基盤の拡大
- (ウ) 耕畜連携による飼料資源の確保

### 3 「農林業」をベースに人々が輝く地域づくり

高齢化と混住化が進展する長生地域が、今後も活力を持っていきいきと輝き続けるためには、そこに暮らしている人々が健康で生きがいを持って農林業を活発に展開できることと、その源となる農地、森林等や豊かな自然について、その活用を図りながら確実に次代に引き継いでいくことが重要です。

そこで、地域で頑張っている人々とともに、(1)がんばる元気な地域づくりの推進、(2)都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進、(3)農商工連携の推進により、積極的に地域の活性化を図ってまいります。

また、農地、森林資源や豊かな自然の保全と活用のため、(4)安心して住める地域環境の保全・整備、(5)優良農地、林地の確保保全、(6)耕作放棄地の再生・利用促進、(7)森林整備と多面的機能の保全、(8)海岸松林の保全、(9)バイオマスの利活用の推進に積極的に取り組んでまいります。

#### (1) がんばる元気な地域づくりの推進

##### ア 推進目標

認定農業者や女性農業者、高齢者や青年、さらには地域に暮らす人々が、持てる力を存分に発揮して地域づくりを分担するなど地域活性化のために主体的に行動が起こせるよう研修会の開催や計画作りさらには計画の実行に際し、市町村やJA長生等との連携のもと支援します。

また、農産物の加工・販売に取り組み、経済的な自立を目指す女性起業家や起業家グループ活動への支援により、元気な地域づくりを推進します。

##### イ 推進方策

(ア) 地域活性化のための研修会の開催

(イ) 地域資源を活用した地域活性化計画作りと実行への支援

(ウ) 元気な女性起業家の育成とネットワーク活動強化への支援

#### (2) 都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進

##### ア 推進目標

長生地域には、都市住民と農村住民との交流の場となる特色のある自然環境、観光施設・農園、宿泊施設、農産物直売所並びに地域が育んできた伝統文化やイベント等があり、これらを取りまとめた「長生感動クロスオーバー百選」として活用を図ってきたところです。しかしながら、最近の厳しい経済情勢のもと廃止を余儀なくされたものがある一方、新たな取り組みとして始まったものがあります。

そこで、この「百選」の見直しを行い、今後のグリーン・ブルーツーリズムへの活用を図ります。

また、四季により変化する農林業資源と都市住民との橋渡し役として最も適

している農産物直売所の受け入れ体制を整備してグリーン・ブルーツーリズムを推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 「長生感動クロスオーバー百選」の見直しと活用
- (イ) 直売所を核としたグリーン・ブルーツーリズム受入れ体制整備

### (3) 農商工連携の推進

#### ア 推進目標

農林畜産物の生産・加工・販売を農業者が一貫して行う6次産業化による農業・農村振興策が各地で試みられています。

しかしながら、専門的な技術・情報・経験を持った地域内の2次産業、3次産業とのコラボレーション(農商工連携)は、お互いの利点を活用し合い、また弱点を補い合うことで、より早く確かな成果が得られ、地域全体を活性化させることとなります。

国や県においても地域活性化の観点から、農商工連携に対する支援制度を充実させています。

そこで、農商工連携に関する情報をより早く収集・発信するため、農林振興センター内に農商工連携相談窓口を設置します。

また、相談窓口などで得た情報をもとに、地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発を、農業者や関連事業者と連携して推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 農商工連携相談窓口の設置と情報発信
- (イ) 農商工連携による地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発

### (4) 安心して住める地域環境の保全・整備

#### ア 推進目標

人々が衛生的な環境で安全・安心な暮らしを営み、安定した農業生産が行えるようにすることは、地域づくりの基本となります。

そこで、農業集落におけるし尿や生活雑排水等の処理を行う農業集落排水事業の推進、農地や農業用水等の資源を地域ぐるみで守る「農地・水・環境保全向上対策」の取組み及び中山間地域における農業生産の維持等に取り組む集落活動への支援並びにイノシシなどの有害鳥獣被害の防止対策の推進により、農村生活並びに農業生産環境の保全整備を推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 農業集落排水事業等の推進

- (イ) 農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織への支援
- (ウ) 中山間地域等直接支払い制度に取り組む集落への支援
- (エ) 有害鳥獣対策の推進

## (5) 優良農地、林地の確保保全

### ア 推進目標

優良な農地・林地は貴重な生産基盤であるとともに、手入れの行き届いた農地・林地は優れた農村景観を形成し、心ゆたかにしてくれます。

農地の違反転用は優良農地の保全に支障を来し、農業生産環境の悪化等の問題を生じさせることから、平成21年12月に改正された農地法の周知徹底を図るとともに、違反転用防止の啓発活動並びに関係機関との連携や定期的な巡回パトロールによる違反の早期発見と迅速な是正措置を講じます。

さらに、森林の違法開発・伐採、廃棄物不法投棄など、森林の公益的機能の発揮に支障を来す行為や災害の発生が懸念される行為について、早期発見と迅速な是正措置を講じます。

### イ 推進方策

- (ア) 改正農地法の周知と適正な執行
- (イ) 違反転用及び違反開発の早期発見と是正指導の実施

## (6) 耕作放棄地の再生・利用促進

### ア 推進目標

年々増加する耕作放棄地の発生を未然に防止し、解消を図ることは食料自給率の向上等、農業振興上はもとより地域環境を改善する面からも重要です。

このため、市町村ごとに設置された耕作放棄地対策協議会による活動、耕作放棄地活用応援団との協働作業や補助制度の活用など地域ごとの実情に合わせた耕作放棄地の再生や利用促進を図ります。

### イ 推進方策

- (ア) 市町村耕作放棄地対策協議会の活動に対する支援
- (イ) 耕作放棄地活用応援団の活動支援
- (ウ) 耕作放棄地再生のための各種補助制度の活用支援

## (7) 森林整備と多面的機能の保全

### ア 推進目標

当地域の森林は、小規模な民有林が多くを占めていることから、その保全整備を図るため森林施業計画等に基づく集約的な整備を推進します。加えて、森林整備の担い手不足を補うため、森林組合受託面積を拡大するなど、森林整備

の効率的、計画的な推進を図ります。

また、水源のかん養、環境保全機能の発揮、CO<sub>2</sub>吸収及び森林浴利用など、多様化する県民のニーズ対応するため、様々な形で県民が森林やみどりに関わられるよう条件整備を推進し、森林やみどりを活用した森林環境教育を推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 森林施業計画等に基づく集約的な整備の推進
- (イ) 森林整備組織の体質強化に向けた支援
- (ウ) 里山の保全・整備及び活用の促進と森林環境教育の推進

### (8) 海岸松林の保全

#### ア 推進目標

九十九里海岸に広がる海岸松林は、かつては砂防林として植林され、海岸の白砂とも相まって独特の美しい景観を形成していましたが、残念ながら、現在は連続する美しい景観が損なわれています。残存する海岸松林の有する森林としての機能を維持するため、松くい虫の防除、被害木の伐倒駆除、被害跡地の再整備を推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 松くい虫の被害防止のための防除並びに被害木駆除の推進
- (イ) 被害跡地の再整備の推進

### (9) バイオマスの利活用の推進

#### ア 推進目標

地域内の主なバイオマス(生物由来の有機性循環資源)には、稲わらや野菜不可食部などの農場残渣、間伐材や被害木などの木質系循環資源及び家畜排せつ物があります。

地球温暖化防止とバイオマスの有効活用による地域活性化を図るため、各循環資源の発生状況を把握し、循環資源毎の特性を生かした利活用が図れるよう推進します。

#### イ 推進方策

- (ア) 農場残渣、木質系循環資源の発生量の把握と利用促進
- (イ) 家畜排せつ物の資源としての利用促進
- (ウ) 資源循環型農業の啓発、普及